

会計検査院「平成26年度決算検査報告」における 不適切に支払われた介護給付費について

【適切とは認められない支払の事態】

会計検査院が行った実地検査の結果、別紙のとおり平成17年度から26年度までの間における介護給付費の支払について、44,708件、190,792,960円が適切ではないとされた。

今後は、このような事態を招くことのないよう事業者等に対する必要な助言及び適切な指導を行い、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう取り組まれない。

具体的には、介護報酬の算定に当たり、

- ① 居宅介護支援については、24事業者が居宅サービス計画における訪問介護等に係る介護サービスの提供総数のうち、正当な理由なく同一の事業者によって提供されるこれらのサービスの占める割合が100分の90を超えていたのに特定事業所集中減算を行っていなかったり、減算となる期間には算定できない特定事業所加算（Ⅱ）を算定していたりしていた。
- ② 介護保健施設サービスについては、11事業所が介護報酬の算定に当たり、医師の判断によらずに施設の都合等で個室を利用した場合においても多床室の単位数を算定していた。

上記のほか、介護福祉施設サービス、通所介護サービス、介護療養施設サービス、短期入所生活介護サービス及び通所リハビリテーションサービスの5つの介護サービスについて、32事業者は、単位数の算定を誤るなどして介護報酬を過大に算定していた。

介護給付費に係る国の負担が不当

1件 不当金額(支出) 5775万円
(前年度 1件 9898万円)

1 制度の概要

介護保険は、市区町村等が保険者となって、その区域内に住所を有する65歳以上の者等を被保険者として、その要介護状態等に関して、必要な保険給付を行う保険である。

事業者が要介護者等に対して介護サービス又は居宅介護支援を提供して請求することができる介護報酬は、算定基準等で定められた単位数に単価を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、市区町村等は、介護報酬の100分の90に相当する額又は介護報酬の全額（以下「介護給付費」という。）を事業者に支払うこととなっている。

2 検査の結果

検査の結果、67事業者に対して194市区町村等が行った平成17年度から26年度までの間における介護給付費の支払が44,708件、190,792,960円過大となっていて、これに対する国の負担額57,753,924円が不当と認められる。

これらの事態について、居宅介護支援又は介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。

ア 居宅介護支援

24事業者は、居宅サービス計画における訪問介護サービス等に係る介護サービスの提供総数のうち、正当な理由なく同一の事業者によって提供されるこれらのサービスの占める割合が100分の90を超えていたのに特定事業所集中減算を行っていなかったり、減算となる期間には算定できない特定事業所加算（Ⅱ）を算定していたりしていた。このため、介護給付費の支払が計24,635件、59,408,353円過大となっていて、これに対する国の負担額18,327,101円は負担の必要がなかった。

イ 介護保健施設サービス

11事業者は、介護報酬の算定に当たり、医師の判断によらずに施設の都合等で個室を利用した場合においても多床室の単位数を算定していた。このため、介護給付費の支払が計3,602件、43,696,577円過大となっていて、これに対する国の負担額12,763,901円は負担の必要がなかった。

ウ 介護福祉施設サービス

10事業者は、介護報酬の算定に当たり、医師の判断によらずに施設の都合等で個室を利用した場合においても多床室の単位数を算定するなどしていた。このため、介護給付費の支払が計4,423件、37,844,373円過大となっていて、これに対する国の負担額11,412,541円は負担の必要がなかった。

エ 通所介護サービス

9事業者は、介護報酬の算定に当たり、事業所の規模区分を誤っていた。このため、介護給付費の支払が計5,694件、21,288,003円過大となっていて、これに対する国の負担額6,579,835円は負担の必要がなかった。

オ 介護療養施設サービス

10事業者は、介護報酬の算定に当たり、医師の判断によらずに施設の都合等で個室を利用した場合においても多床室の単位数を算定するなどしていた。このため、介護給付費の支払が計4,143件、20,201,392円過大となっていて、これに対する国の負担額5,877,720円は負担の必要がなかった。

カ その他の介護サービス

アからオまでのほか、短期入所生活介護サービス及び通所リハビリテーションサービスの2介護サー

ビスについて、3事業者は、単位数の算定を誤り介護報酬を過大に算定していた。このため、介護給付費の支払が計2,211件、8,354,262円過大となっていて、これに対する国の負担額2,792,826円は負担の必要がなかった。

これを府県等別に示すと次のとおりである。

(単位:千円)

府県等名	実施主体 (事業者数)	年 度	過大に支払わ れた介護給付 費の件数	過大に支払わ れた介護給付 費	不当と認める 国の負担額	摘 要
千葉県	8市区(1)	25、26	1,643	2,691	744	エ
船橋市	25市区町(7)	23～26	7,070	19,422	5,293	ア、エ
新潟県	22市町(6)	17～24	2,523	14,312	4,109	イ、ウ、オ
長野県	65市区町村等(15)	19～25	16,963	34,121	11,066	ア、ウ、オ
岐阜県	11市町等(1)	25	763	3,815	1,107	ア
名古屋市	2市(1)	24、25	706	1,530	453	ア
京都府	5市町(4)	17～22	3,047	11,003	3,434	ウ、オ、カ
兵庫県	15市町(5)	23～25	2,586	10,538	3,199	ア、エ
尼崎市	1市(1)	24、25	226	2,358	716	エ
長崎県	3市町(2)	24、25	727	2,432	806	ア、エ
熊本県	39市町村(16)	17～24	6,279	66,661	20,347	イ、ウ、エ、 オ、カ
宮崎市	2市町(1)	24、25	333	1,210	330	オ
沖縄県	13市町等(7)	18～23	1,842	20,693	6,142	イ、ウ、カ
計	194実施主体(67)	17～26	44,708	190,792	57,753	

注(1) 計欄の実施主体数は、府県等の中で実施主体が重複することがあるため、各府県等の実施主体数を合計したものと一致しない。

注(2) 摘要欄のア、イ、ウ、エ、オ及びカは、本文の2検査の結果の居宅介護支援又は介護サービスの種類の別に対応している。